

生活交通確保維持改善計画の名称
令和6補助年度 深川市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>深川市は、北空知圏域をはじめとする広域連携によるまちづくりを推進しており、周辺市町を結ぶバスや鉄道は北空知圏域の住民を中心とした通学や通院、買物等の足として重要な役割を果たしている一方で、人口減少や少子高齢化の進行、マイカーの普及に加え、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少傾向にあるほか、原油・物価高騰の影響なども出ているため、収支の悪化などからバス路線の確保・維持が喫緊の課題となっている。</p> <p>I 市内循環線 1年間の実証実験を経て、平成31年4月1日より本格運行を開始しており、JR深川駅、各病院、公共施設、商業施設などの主要施設や、まちなかの住宅密集地などを結び、市内移動の基幹的な役割を果たすとともに、周辺市町と深川市を結ぶ広域路線に接続する重要な位置づけにある。</p> <p>II デマンド交通「納内経由菊丘線」 2年半の実証実験を経て、令和6年4月1日より本格運行を開始。路線廃止となった路線バス更進線及び芦旭線の代替交通として対象地域の生活交通として、通院や買い物等に利用されるほか、JR深川駅・JR納内駅と接続し、他市町への移動にも不可欠な存在となっている。 また、自宅から指定乗降場所までを運行するドアtoドア方式を採用することで、路線バスと比べて利便性も向上されている。</p> <p>今後は人口減少や少子高齢化が加速し、利用者が減少していくことが予想される中で、持続可能な公共交通網の形成を図るためには両路線は極めて重要であることから、確保・維持していく必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
1) 事業の目標
<p>I 市内循環線 人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくりを実践する観点により、市内循環線の年間利用者数は前年度と比較し維持させることを目標とする。 近年、人口減少や少子高齢化などにより、路線バス需要の低下に歯止めがかからない中、今後においてもコロナ禍以前の状況まで回復することは現状見込めないため、最新の年間利用者数（令和4年度）と同じ数値を令和6補助年度の目標として設定する。</p> <p>目標達成のために、70歳以上の市民を対象とした高齢者バス利用料金助成事業などの利用促進策を継続的に実施していくほか、路線の維持・確保や事業者に対する必要な支援の実施について検討するなど、利用者需要の回復に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口：19,270人（令和4年3月現在）、18,859人（令和5年3月現在） ※人口前年度同月比：約2.1%減少 ・令和4年度年間利用者数（令和4年4月～令和5年3月）：21,115人 <p>【数値目標】 令和6補助年度利用者数（令和5年10月～令和6年9月）：21,200人</p>

II デマンド交通「納内経由菊丘線」

対象集落地域は過疎化が進み利用者の減少は避けられない状況ではあるが、運行の効率化・集約化を行い、持続可能な交通として維持していくことを目指し、深川市全体の人口伸び率の予測値から算定した「輸送人数」を目標として設定する。

- ・ 令和4年度輸送人数：385人
- ・ 令和6補助年度年間輸送人数の目標：375人
- ・ 対象期間は半年分(令和6年4月～令和6年9月)・・・ $375人 \div 2 = 187人$

【数値目標】

令和6補助年度輸送人数：187人

(2) 事業の効果

両路線を維持することにより、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺市町を結ぶバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

I 市内循環線：空知中央バス株式会社

【深川市】

- ・ 70歳以上の市民を対象とした高齢者バス利用料金助成事業の実施

【深川市及び深川市地域公共交通活性化協議会】

- ・ 路線バス乗り方教室の実施
- ・ 運行経路やダイヤ見直し等による利用促進策の検討
- ・ その他目標達成に必要となるもの

【事業者】

- ・ 感染症拡大防止対策（車内の換気、消毒など）

II デマンド交通「納内経由菊丘線」：有限会社納内ハイヤー

【深川市】

- ・ 利用実績分析を基にしたダイヤ見直し等による利用促進策の検討

【深川市及び深川市地域公共交通活性化協議会】

- ・ 運行状況の情報共有や課題解決策の検討
- ・ 他市町の事例の研究・情報交換
- ・ その他目標達成に必要となるもの

【事業者】

- ・ 効率的な運行となるような利用者との調整や運行管理の実施
- ・ 感染症拡大防止対策（車内の換気、消毒など）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

深川市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
I 市内循環線：空知中央バス株式会社 II デマンド交通「納内経由菊丘線」：有限会社納内ハイヤー
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
I 市内循環線 市内循環線を運行するバス車両については、現状の輸送量に見合ったダウンサイジングを行い輸送の効率化を図る必要があるとともに、耐用年数を大幅に上回る20年を経過している車両であるため、早急な入れ替えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために小型車両を1台購入する必要がある。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

(1) 事業の目標
市内循環線の収支率を 18.0%以上（直近年度の実績 17.0%）とする。
(2) 事業の効果
<p>市内循環線を維持することにより、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保されるとともに、周辺市町を結ぶバスや鉄道と接続することで、効率的な運行体系が実現でき、人の流動を促進し地域活性化につながる。</p> <p>購入予定の車両と既存車両と合わせて、3台を利用実態に合わせ配車することで、効率的な運行形態を構築する。</p>
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。</p> <p>なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する市内循環線の車両の取得について、購入費用総額6,115,106円のうち、国庫補助金を差し引いた差額は空知中央バス株式会社において負担することとしている。</p>
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

21. 協議会の開催状況と主な議論

■平成 30 年度

第 1 回 (H30. 11. 19) 「循環線」実証実験に関わる協議

第 2 回 (H31. 2. 20) 「循環線」本格運行について合意

■令和元年度

第 1 回 (R1. 6. 14) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について合意

第 2 回 (R1. 11. 29) 「循環線」の運行経路・ダイヤの見直しについて合意

第 3 回 (R2. 1. 20) 令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について合意

■令和 2 年度

第 1 回 (R2. 6. 12) 深川市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について合意

第 2 回 (R2. 12. 16) デマンド交通実証実験（素案）について合意

第 3 回 (R3. 1. 18) 令和 2 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について合意

■令和 3 年度

第 1 回 (R3. 6. 18) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について合意

第 2 回 (R4. 1. 17) 令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について合意

第 3 回 (R4. 2. 25) デマンド交通「納内経由菊丘線」実証実験運行内容の見直しについて合意

■令和 4 年度

第 1 回 (R4. 6. 3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について合意

第 2 回 (R4. 10. 26) 深川市地域公共交通網リバイバルプランの策定について合意

第 3 回 (R4. 12. 22) 令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について合意

第 4 回 (R5. 2. 17) J R 留萌本線廃止に伴う代替交通の運行について合意

第 5 回 (R5. 3. 23) 深川市地域公共交通網リバイバルプランの策定について合意

■令和 5 年度

第 1 回 (R5. 6. 7) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について合意

第 2 回 (R5. 12. 21) デマンド交通「納内経由菊丘線」の本格運行への移行及び更進線の廃止について合意、令和 5 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について合意

第 3 回 (R6. 3. 27) 令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意

22. 利用者等の意見の反映状況

深川市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を得ており、本計画策定にあたって審議いただいた。

23. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	深川市企画総務部まち未来推進課

<p>交通事業者・交通施設管理者等</p>	<p>北海道中央バス株式会社 空知中央バス株式会社 沿岸バス株式会社 道北バス株式会社 ジェイ・アール北海道バス株式会社 北海道旅客鉄道株式会社深川駅 深川ハイヤー協会 深川観光バス株式会社 私鉄総連道北バス支部 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所 深川市建設水道部 北海道旭川方面深川警察署</p>
<p>地方運輸局</p>	<p>国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局</p>
<p>その他協議会が必要と認める者</p>	<p>(住民又は利用者の代表者) 深川地区町内会連合会 一已地区町内会連合会 納内町内会連合会 音江町内会連合会 多度志地区町内会連合会 深川市民生児童委員連合協議会 深川市シルバークラブ連合会 深川商工会議所 深川市商店街振興組合連合会</p> <p>(学識経験者) 拓殖大学北海道短期大学</p> <p>(深川市) 深川市企画総務部 深川市市民福祉部 深川市教育委員会 深川市経済・地域振興部</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 深川市2条17番17号

(所 属) 企画総務部まち未来推進課

(氏 名) 野中 翔太

(電 話) 0164-26-2246

(e-mail) machimi@city.fukagawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。